

徳島県病院局訓令第一号

局 中 一 般

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局センター設置規程（平成十八年徳島県病院局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表三好病院の項中「災害医療センター」を 「災害医療センター
高度先進関節脊椎センター」 に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。